

平成２８年度第２回 伏見区基本計画推進区民会議

日時：平成２８年１１月２９日（火）

午前１０時～

場所：伏見区役所４階中会議室

次 第

- １ 開会，伏見区長あいさつ
- ２ 座長あいさつ
- ３ 報告・意見交換等
 - （１）地域防災の取組について
 - （２）安心・安全の取組について
 - （３）健康長寿・子育て支援の取組について
 - （４）伏見区区民活動支援事業及び融合プロジェクトの取組について
- ４ 閉会，副座長あいさつ

京都市伏見区基本計画推進区民会議開催要綱

(趣旨)

第1条 伏見区基本計画「皆でつくる すむまち伏見」を区民、事業者等及び行政の協働により推進するに当たり、その進捗を確認し、幅広く意見を求めることを目的として、「京都市伏見区基本計画推進区民会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他伏見区長（以下「区長」という。）が適当と認める者のうちから、区長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、35人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長の指名等)

第4条 区長は、委員のうちから会議の座長及び副座長を指名する。

2 座長は、会議の進行をつかさどる。

3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

4 区長は、委員のうちから専門的見地を有する者をアドバイザーに指名することができる。

(招集)

第5条 会議は、区長が招集する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関して必要な事項は、区長が定める。

(事務局)

第7条 会議の事務局を、伏見区役所地域力推進室に置く。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 伏見区基本計画推進区民会議要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく伏見区基本計画推進区民会議（以下「旧伏見区基本計画推進区民会議」という。）の委員である者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に会議の委員として依頼又は任命されたものとみなす。この場合において、その依頼され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における旧伏見区基本計画推進区民会議の委員としての任期の残任期間とする。

4 この要綱の施行の際現に旧伏見区基本計画推進区民会議の座長及び副座長である者は、施行日に第4条第1項の規定により座長及び副座長に指名されたものとみなす。

伏見区基本計画推進区民会議委員名簿

(平成28年11月16日現在, 敬称略)

所 属 等	氏 名
大阪府立大学教授	橋爪 紳也(座長)
伏見区市政協力委員連絡協議会	村井 信夫(副座長)
醍醐コミュニティバス市民の会	岩井 義男
醍醐いきいき市民活動センター	内野 道代
伏見区市政協力委員連絡協議会	宇野 正二
京都伏見工業会	大窪 茂
伏見区スポーツ推進委員会	岡谷 陽子
京都おやじの会連絡会	小倉 誠一
龍谷大学短期大学部教授	加藤 博史
伏見酒造組合	河崎 耕治
高松伸建築設計事務所	坂田 吉春
伏見区文化協議会	三木 善則
伏見区地域女性連合会	高橋 肇子
京都中小企業家同友会伏見支部	田中 敏博
伏見区市政協力委員連絡協議会	土田 勝雄
京都商工会議所中小企業経営支援センター洛南支部	外池 順一
總本山醍醐寺	仲田 順英
伏見区市政協力委員連絡協議会	中野 武司
特定非営利活動法人伏見観光協会	永山 邦明
伏見青少年活動センター	西田 尚浩
伏見区市政協力委員連絡協議会	野村 武嗣
伏見いきいき市民活動センター	三木 俊和
京都市中学校PTA連絡協議会伏見支部	南 美音
伏見商店街連盟	村上 好夫
京エコロジーセンター(公益財団法人京都市環境保全活動推進協会)	谷内口 友寛
公募委員	小山 裕太
公募委員	眞田 章午
公募委員	山本 照美
伏見区長	久保 宏
深草担当区長	岩井 英人
醍醐担当区長	三宅 英知

伏見区における地域防災の取組について（報告）

1 伏見区内の河川の治水対策について

まず、桂川の緊急治水対策の状況でございます。資料 1－1 をご覧ください。

平成 25 年台風 18 号によって、嵐山地区や伏見区において桂川からの浸水被害が発生したことを受け、国（国土交通省近畿地方整備局）では、嵐山地区から淀川合流地点までの約 18 km の区間を緊急対策特定区間に設定し、堆積した土砂の撤去や、河道の掘削、堰の撤去などの約 5 年間の緊急治水対策を、平成 26 年度から実施しております。

伏見区では、久我橋上流から宮前橋下流までの間で、河道掘削 5 箇所、引堤事業 1 箇所、井堰撤去 1 箇所が計画され、未着手は、資料の黄緑色の部分、羽束師鴨川町地区の河道掘削 1 箇所のみとなっております。

次に、鴨川の状況でございます。資料 1－2 をご覧ください。

京都府では、平成 25 年台風 18 号によって越水が発生した下鳥羽小学校付近の堤防の補強工事（図中No.3）、また、洪水流の阻害となっていた龍門堰の管理橋及び、一部本体の撤去（図中No.4）が行われました。さらに来月からは、西高瀬川合流部から下流の右岸において河道の掘削が予定されております。

次に、宇治川の治水対策の状況でございます。資料 1－3 をご覧ください。

宇治川では、現在、天ヶ瀬ダムの既設放水管に加え、トンネル式の放流設備を新設することにより、放流能力の増強を行い、ダムの治水容量をより効率的に活用することで、洪水調節機能の強化を図る「天ヶ瀬ダムの再開発事業」が、国（国土交通省近畿地方整備局）により実施されております。当初の平成 30 年度完成予定にやや遅れが生じておりますが、この工事の完成により、宇治川や淀川への洪水調整機能が強化されるものです。

平成 25 年の台風 18 号により漏水した向島又兵衛付近（京都競馬場東側）や三栖町（東高瀬川との合流点付近）で、浸透対策工事等が行われましたが、今後も、堤防強化等の取組が予定されております。

次に、七瀬川の治水対策の状況でございます。

近年の急速な宅地化の進行に伴い、流域の雨水流出量が増加し、早期の整備が必要になりました。京都市では、まちづくりの一環として、二層式河川の施工を採用し、平成 20 年に、下部は治水施設、上部はせせらぎ河川という、水と緑豊かな水辺空間を創造する工事を完了しております。

今後は、遊水地の工事を実施してまいります。

次に、山科川の治水対策の状況でございます。

概ね10年に1度の大雨による浸水被害を防ぐため、伏見区内におきましては、全域で、京都府による護岸工事等の河川改修が完了しております。

続いて、平成25年の台風18号により、小栗栖森本町を中心に多数の浸水被害が発生した、小栗栖排水機場について、でございます。資料1－4をご覧ください。

京都市では、それまで排水機場ごとに管理していたポンプ等の機器の状態、水位や河川の状態等を、南区にある洲崎排水機場の集中管理センターにおいて集中監視できる、「京都市排水機場集中監視システム」を構築し、24時間監視体制により水位の監視や降雨状況を把握し、早期の初動体制を整え、急激な水位上昇等の突発的な状況にもより早く対応できるシステムとして、今年4月1日から運用を開始しております。

また、この集中監視システムは、小栗栖排水機場の他、三栖排水機場や淀排水機場など、全ての排水機場の状況を一目で監視できるものとなっております。

2 伏見区内の雨水幹線等の整備による治水対策について

次に、雨水幹線等の整備による治水対策について、でございます。

内水氾濫への対策として、道路下に、雨水を一時的に貯める下水管「雨水幹線」の整備等を進めており、伏見区内では、既に、深草地域の伏見幹線と桃山地域の和泉ポンプ場、雨水調整池とともに桃山雨水幹線の整備を終えており、現在、向島ニュータウン入口で雨水調整池の整備が行われております。

続いて、9月28日の大雨により、浸水被害のあった大手筋地域の雨水対策について、でございます。

資料1－5をご覧ください。図の中央やや右上に大手筋商店街の浸水箇所があります。この地域の排水能力を向上するため、大手筋商店街の排水管（伏見2号幹線）を、アーケード西側の竹田街道近くの大口径排水管（大手筋幹線）に接続する緊急対策工事を計画しております。

今後、その大手筋幹線につきましては、現在整備を進めております伏見第3導水きょに接続する予定であります。また、伏見区役所前で整備中の、伏見3号・4号分流幹線も、まもなく完了予定となっております。

3 伏見区内の土砂災害対策について

次に、土砂災害対策について、でございます。資料1－6をご覧ください。

京都府では、土砂災害防止法に基づき基礎調査を実施し、がけ崩れ、土石流、地すべりといった土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しております。伏見区内においては、今年、新たに桃山学区、桃山東学区において警戒区域の指定が行われ、これまでの調査によって確認された土砂災害危険箇所のうち、再調査が必要となっている一部区域の3箇所を除き、警戒区域の指定が完了いたしました。

今後は、新たに指定された区域において、ハザードマップを作成し、住民への周知を図るなど、警戒避難体制の整備を進めてまいります。

4 地震対策について

次に、地震対策について、でございます。資料1－7をご覧ください。

京都市では、「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、地震や大規模災害発生時に、救援物資や救助隊などの緊急輸送を円滑かつ確実に行うための「緊急輸送道路」上の橋りょうを都市防災上、重要な橋りょうと位置付け、その中でも、特に重要な「重点路線」での耐震補強工事を最優先で進めてまいりました。

伏見区内の4つの橋りょうにつきましては、今年中に羽東師橋など3箇所が完了いたします。残りの宮前橋につきましても、今年工事に着手しており、阪神・淡路大震災や東日本大震災レベルの地震が発生しても安心できる強固な橋が、まもなく完成いたします。

また、損傷が大きく、早期に老朽化修繕を要する橋りょうのうち、損傷状況や路線の重要性を考慮し、特に修繕を急ぐ必要がある橋りょうを優先して修繕を進めております。

続いて、広域避難場所等について、でございます。

参考資料の京都市防災マップの地震編をご覧ください。地図の上で、緑色の斜線で示されている場所が広域避難場所になります。

地震に伴う大火災等の二次災害の危険から身を守るため、京都市では、公園やグラウンド等を広域避難場所として指定しており、伏見区内では、三栖公園や京都競馬場駐車場など21箇所ございます。

また、震災時に家屋の倒壊などから避難し、一定期間生活する場所が、(指定)避難所になりますが、資料1－8をご覧ください。伏見区では、市立小・中学校の体育館を中心に73箇所が指定されております。避難所の耐震化につきましては、73施設のうち71施設で完了しており、残る2施設につきましても、改修が予定されております。

水害や土砂災害の際にも、一時的に命を守るために避難する(指定)緊急避難場所がございます。資料1－9「伏見区指定緊急避難場所の一覧」をご覧ください。施設名の後ろに青色の丸印が水害時、茶色の丸印が土砂災害時の緊急避難場所になっております。大方が地震の避難所と同一場所ですが、浸水想定区域では、水害時には、校舎の2階以上を使用いたします。

5 京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成について

次に、避難勧告等の適切な発令を行うための避難勧告等の判断・伝達マニュアルについて、でございます。

京都市では、平成28年3月、「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成しました。もう一度、資料1－9をご覧ください。

このマニュアルは、避難勧告等を適切に発令するための具体的な判断基準や市民等へ

の伝達方法を定めており、その内容を市民の皆様と共有することにより、皆様の生命・身体を守ることを目的としております。この資料は、6月15日号の市民しんぶん区版に折り込み、配布させていただきました。

9月28日の大雨の際には、このマニュアルに基づき、桃山学区、桃山東学区、藤城学区、小栗栖学区、小栗栖宮山学区、池田学区において避難勧告や避難指示が発令されました。

今後とも、運用体制や新たな技術・知見等を踏まえ、的確な避難勧告等の発令が可能となるよう、必要に応じて見直しを行ってまいります。

6 避難所運営マニュアルの策定について

次に、避難所運営マニュアルについて、でございます。資料1－10をご覧ください。

この資料は、京都市が作成した“いのちと暮らしを守る”避難所運営につなげるためのひな形ですが、これを基に、避難所開設手順や運営のポイント等をまとめた、各学区版のマニュアルを、各学区の自主防災会に策定していただきました。平成25・26年度の2箇年で、伏見区の全35学区分の策定を完了しております。

9月28日の大雨の際には、6箇所の避難所を開設いたしました。このマニュアルに基づき、迅速・円滑に開設・運営できたと考えております。

今後は、避難所運営訓練等を通して、策定したマニュアルを検証し、より実用的なものとなるように取り組んでまいります。

さらに、昨年度からは、地震などによる災害が発生した際、避難所に到着するまでの行動や情報伝達の方法等を定めた「防災行動マニュアル」の策定を、地震編は全学区で、水災害編と土砂災害編は対象学区で、始めていただいております。

また、大災害が発生した際には、避難所運営や災害復旧にはボランティアの力も必要になりますが、ボランティアの募集、受け入れや関係団体等との総合的な調整を行うため、災害ボランティアセンターを設置いたします。

伏見区では、これまで、下鳥羽学区の株式会社京都科学、砂川学区の学校法人龍谷大学深草学舎、醍醐西学区の京都醍醐センター株式会社と設置場所に関する協定を結び、3箇所の設置場所を確保しておりましたが、昨年、新たに、淀南学区の「京阪淀ロジスティクスヤード」を追加し、合計4箇所といたしました。これにより、大規模災害時の災害復旧に欠かすことのできないボランティアの方々を、より迅速・的確に被災地へ派遣することが可能になると考えております。

7 防災関係機関の連携、防災体制の充実について

次に、防災関係機関の連携、防災体制の充実について、でございます。

伏見区では、大雨・洪水警報が発令された場合、区役所・支所ごとに災害対策委本部を設置し、職員によるパトロールや、河川水量などの状況確認、また、警察署、消防署、

土木事務所などの防災関係機関が、交通整理、避難誘導、救助、土のう設置等の現場対応を行ってまいりました。

これらの活動に当たっては、関係機関の連携が特に重要となるため、平成25年の台風18号による災害を教訓に、土砂災害や、河川からの洪水の恐れがある場合、休日や夜間であっても、警察署、消防署、土木事務所から、「リエゾン」という情報連絡員が区役所に派遣されるような体制が既に整っております。

また、平時においても、関係機関の連携を強化するため、伏見区行政機関防災連絡調整会などを開催するとともに、出水期前には、伏見区災害危険箇所対策会議を行い、災害危険箇所などの情報の共有を図っております。

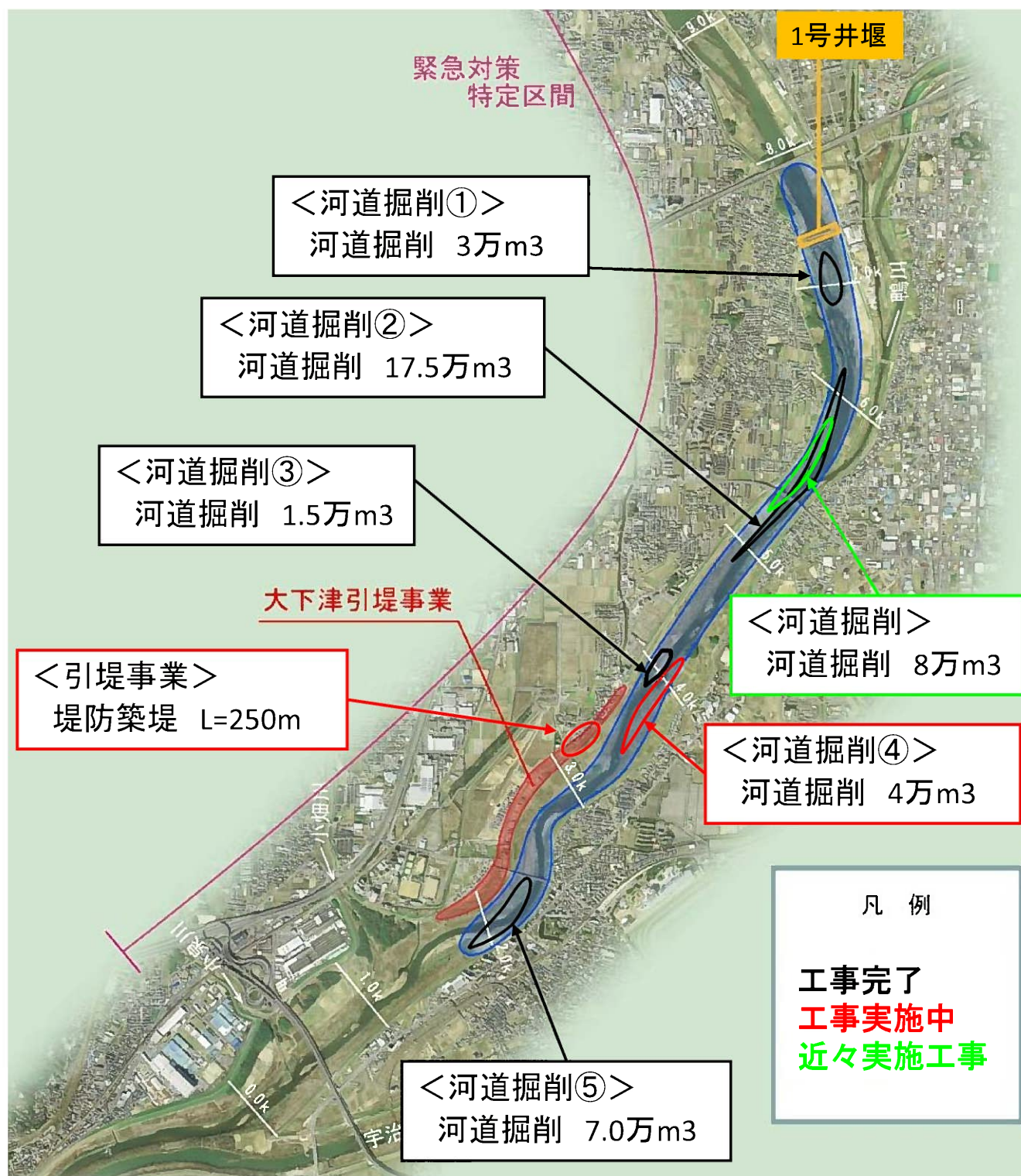
今後とも関係機関と連携をとりながら、災害による被害を最小限に抑えるため、万全の体制で災害に備えてまいります。

8 むすび

以上、伏見区における地域防災の取組について、ご説明させていただきました。区民の皆様の生命と財産を守るための取組を順次進めておりますが、まだまだ十分とはいえません。私ども行政も、引き続き、各学区の自主防災会等ともしっかりと連携し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。本日お集まりいただいております皆様におかれましても、地域の皆様で互いに助け合う、自助・共助の備えを、どうぞよろしくお願いいたします。

桂川緊急治水対策 工事実施状況

- ・平成26年度より宮前橋～久我橋の河道掘削工事を実施する。
- ・概ね5年間、継続して掘削工事を実施する。



桂川緊急治水対策 施工完了箇所

上野橋から上流を望む

<工事実施前(平成27年4月)>



<工事完了後(平成28年1月)>



羽束師橋から下流を望む～

<工事実施前(平成27年3月)>



<工事完了後(平成27年10月)>



2k左岸付近から下流を望む～

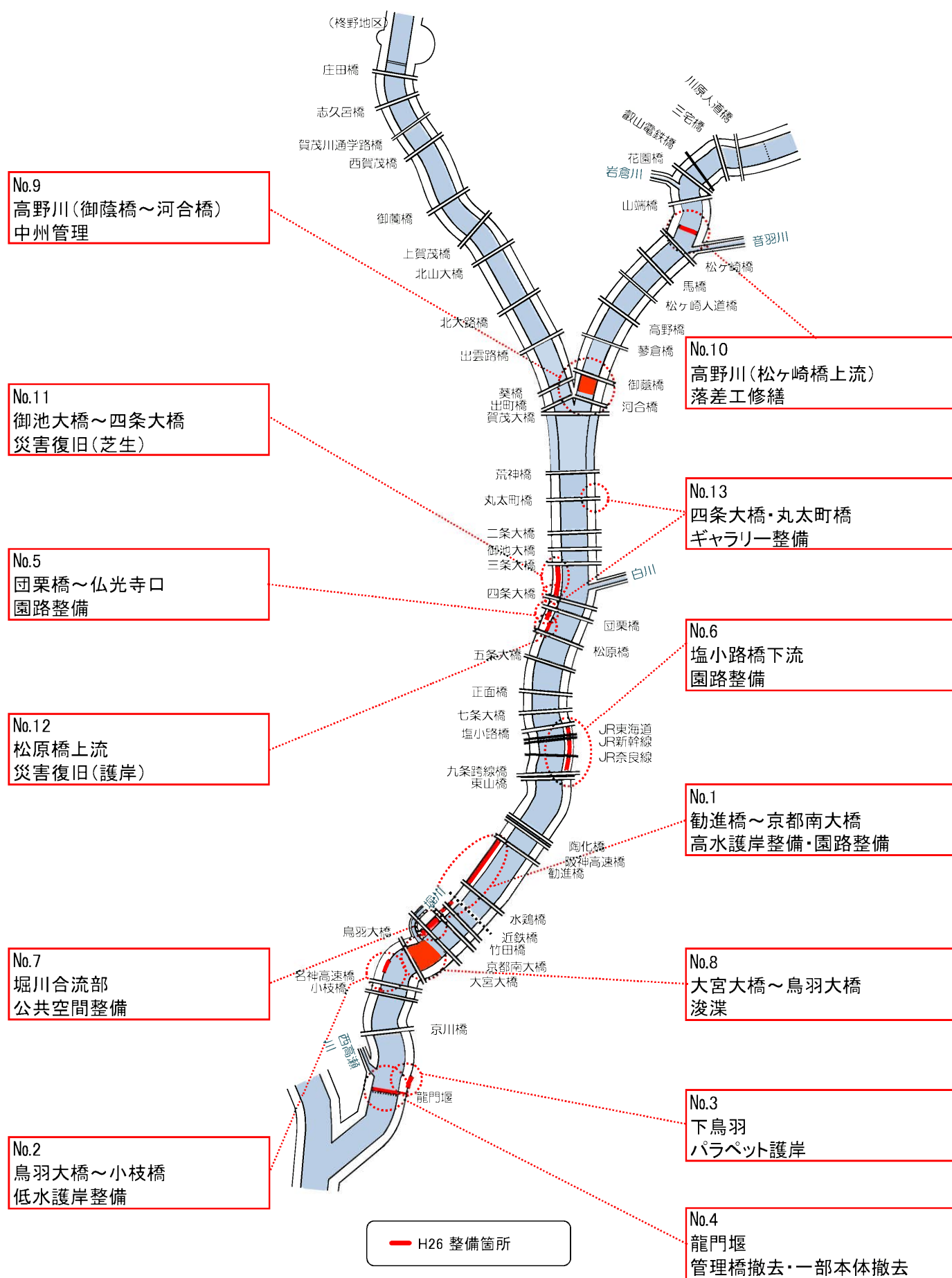
<工事実施前(平成27年9月)>



<工事完了後(平成28年1月)>



鴨川・高野川のH26整備箇所図



平成26年度 鴨川・高野川の整備状況

安心・安全の鴨川をめざして（治水対策）	下鳥羽 パラペット堤防
---------------------	-------------

		<table><tr><th>説</th><th>明</th></tr><tr><td>整備前の状 況</td><td>H25. 9 台風18号の 出水状況</td></tr></table>	説	明	整備前の状 況	H25. 9 台風18号の 出水状況
説	明					
整備前の状 況	H25. 9 台風18号の 出水状況					
						

	鴨川 ←	乗入部付近

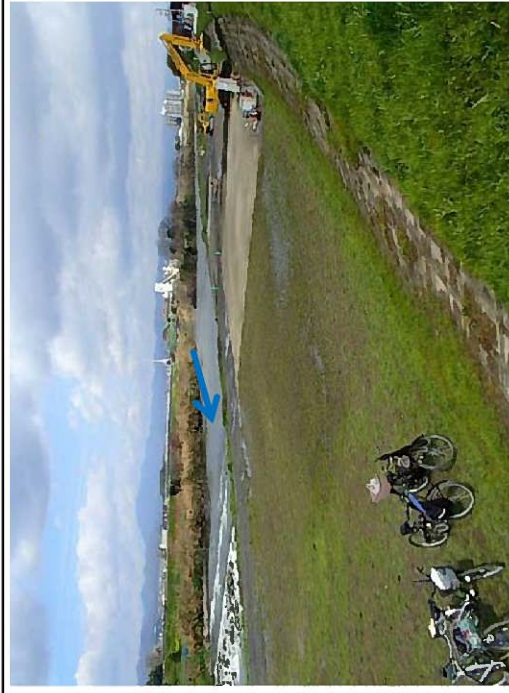
	鴨川 ←	支柱×2本(H100×700) 落とし板×3枚(2000×400×30) (水防倉庫にて保管)

説明	説明
パラペット 護岸整備状 況	パラペット 護岸 河川敷乗り 入れ部の状 況

平成26年度 鴨川・高野川の整備状況

安心・安全の鴨川をめざして（治水対策）	龍門堰 管理橋撤去・一部本体撤去
---------------------	------------------

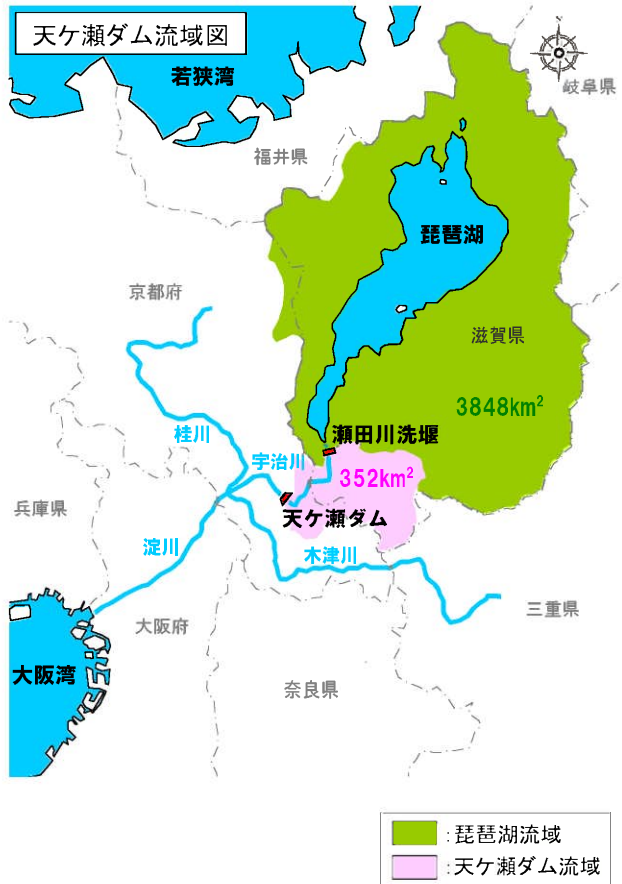
	説明 施工前
	説明 龍門堰管理橋 施工前

	説明 施工後
	説明 龍門堰管理橋 施工後

- ・ 治水、利水の目的を達成するため、「トンネル式放流設備」を建設します。
- ・ ダムの放流機能を高めることで、ダム湖の水をより効率的に使えるようにします。

■ トンネル式放流設備の建設（放流能力の増強）

□ 既存施設である天ヶ瀬ダムにトンネル式放流設備を新設することにより、治水・利水の機能を増強します。



■ 天ヶ瀬ダム再開発事業の経緯

調査
予備

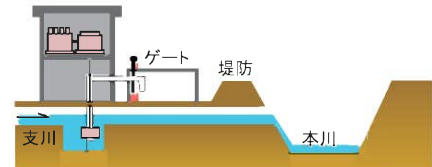
建設

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 昭和28年 | 台風13号により甚大な被害を受ける |
| 昭和29年 | 淀川水系改修基本計画決定 |
| 昭和39年 | 天ヶ瀬ダム完成 |
| 昭和40年 | 台風24号等における洪水により甚大な被害を受ける |
| 昭和44年 | 京都府営水道より0.6m ³ /sの増量申請 |
| 昭和46年 | 淀川水系工事実施基本計画の改訂 |
| 昭和47年 | 関西電力(株)より夏期の増加申請 |
| 昭和50年 | 予備調査着手 |
| 平成元年 | 建設事業着手 |
| 平成7年 | 基本計画策定(建設省告示第996号) |
| 平成9年 | 河川法改正 |
| 平成10年 | 工事用道路着手 |
| 平成19年 | 淀川水系河川整備基本方針策定 |
| 平成21年 | 淀川水系河川整備計画策定 |
| 平成25年 | トンネル本体工事着手 |
| 平成30年 | 天ヶ瀬ダム再開発事業完成予定 |

【排水機場の役割】

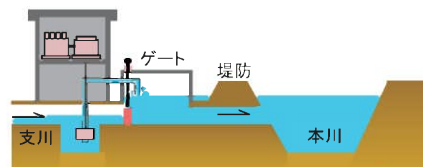
排水機場は大雨の際に浸水を防ぐ施設の一つで、下の図のような働きをします。

① 排水ポンプ場



①通常、市内を流れる河川(支川)の水は、桂川や宇治川(本川)に流れ込んでいます。

② 排水ポンプ場



②大雨が降って、本川の水が支川の水より高くなると、本川の水が逆流するため、逆流を防ぐためにゲートを閉めます。このままでは、支川の水が溜まり続け、支川が溢れてしまうため、排水ポンプで強制的に支川の水を本川へ排出します。

※京都市建設局が管理している排水機場のうち、最も吐出力(水を排出する量)が多いのは西羽束師排水機場です。

西羽束師排水機場には口径 2.2m のポンプが 5 台設置され、合計吐出力は 3,600 m³/分になります。

これは 25m プールを 7 秒ほどで満水にする能力があります。



京都市「雨に強いまちづくり」

市民の皆様の生命や財産を守るため、浸水被害の最小化を図るハード対策、ソフト対策を組み合わせた総合的な対策を推進しています。

京都市「雨に強いまちづくり」推進行動計画

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000184162.html>

検索

京都市排水機場
集中監視システム



土砂災害警戒区域等の指定状況

行政区	土砂災害 危険箇所 数	指定済 箇所数	左 の 内 訳			未指定 箇所数	土砂災害危険箇所が 所在する学区
			～26 年 度	27 年 度	28 年 度		
伏 見	2 0 9	2 0 6	1 0 6	7 1	2 9	3	日野， <u>北醍醐</u> ， <u>醍醐</u> ， <u>稲荷</u> ， <u>深草</u> ， <u>桃山東</u> ， <u>小栗栖宮山</u> ， <u>醍醐西</u> ， <u>藤城</u> ， <u>藤森</u> ， <u>桃山</u>

(注) 学区名の _____ は，26 年度末までの指定であることを，
 _____ は，27 年度の指定であることを，
 ■ は，28 年度の指定であることを表す。

「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」進捗状況

(平成28年10月末現在)

耐震補強

橋りょう名	主な所在地	路線名	状況
羽束師橋	伏見区羽束師鴨川町	伏見柳谷高槻線	12月完了予定
宮前橋	伏見区淀水垂町	奥海印寺納所線	本年工事着手済
三栖高架橋	伏見区三栖町四丁目	観月橋横大路線	完了
納所橋	伏見区納所星柳	京都守口線	完了

老朽化修繕

橋りょう名	主な所在地	路線名	状況
池田橋	伏見区醍醐池田町	外環状線	完了
越前橋	伏見区越前町	清水町通	工事中(来年6月完了予定)
景勝橋	伏見区景勝町	木挽町通	工事中(来年6月完了予定)
京川橋	伏見区中島河原田町	伏見向日線	完了
師団橋	伏見区深草野田町	深草緯149号線	完了
砂川橋	伏見区深草綿森町	中山稻荷線	完了
丹波橋	伏見区丹波橋町	丹波橋通	完了
土橋	伏見区土橋町	伏見港京都停車場線	完了
蓬莱橋	伏見区南浜町	納屋町通	完了
南真幡木五号橋	伏見区竹田東小屋ノ内町	新城南宮道	完了

伏見区 指定避難所一覧

No	施設名称	収容 人員	所在地	電話番号
1	伏見板橋小学校	400	伏見区下板橋町 610	611-5158
2	伏見南浜小学校	334	伏見区丹後町 142	611-0091
3	伏見住吉小学校	285	伏見区住吉町 455	611-5243
4	深草小学校	504	伏見区深草西伊達町 82-3	641-0951
5	稲荷小学校	352	伏見区深草開土町 12-1	641-0057
6	藤ノ森小学校	324	伏見区深草石橋町 11-2	641-6305
7	藤城小学校	304	伏見区深草大亀谷五郎太町 37	621-5580
8	砂川小学校	321	伏見区深草ケナサ町 25-5	641-7118
9	竹田小学校	415	伏見区竹田桶ノ井町 8-2	641-6278
10	桃山小学校	266	伏見区桃山町本多上野 107	601-7286
11	桃山東小学校	302	伏見区桃山町伊庭 12	621-1411
12	桃山南小学校	331	伏見区桃山町大島 38-109	621-6841
13	下鳥羽小学校	363	伏見区下鳥羽長田町 203	611-0357
14	横大路小学校	197	伏見区横大路草津町 54-1	601-0356
15	納所小学校	334	伏見区納所妙徳寺 1	631-2032
16	向島小学校	417	伏見区向島善阿弥町 2-3	601-8221
17	向島藤の木小学校	630	伏見区向島藤ノ木町 82-5	623-0046
18	向島南小学校	439	伏見区向島津田町 95-1	602-2824
19	向島二の丸小学校	573	伏見区向島二ノ丸町 151	622-9001
20	二の丸北小学校	515	伏見区向島二ノ丸町 300	622-4684
21	醍醐小学校	360	伏見区醍醐東大路町 31-1	571-0001
22	小栗栖小学校	200	伏見区小栗栖森本町 47-4	571-7632
23	小栗栖宮山小学校	278	伏見区小栗栖宮山 1-1	572-5216
24	池田小学校	335	伏見区醍醐鍵尾町 17	571-6872
25	池田東小学校	275	伏見区醍醐多近田町 2-2	572-4505
26	春日野小学校	335	伏見区日野田中町 31	571-5550
27	日野小学校	280	伏見区日野谷寺町 78	573-1567
28	石田小学校	288	伏見区石田森西 24	572-1411
29	醍醐西小学校	310	伏見区醍醐川久保町 1	571-0221
30	北醍醐小学校	278	伏見区醍醐片山町 11	572-5353
31	神川小学校	457	伏見区久我東町 60-2	921-0154
32	久我の杜小学校	401	伏見区久我東町 209	935-0157
33	羽束師小学校	365	伏見区羽束師菱川町 640	934-1501
34	明親小学校	366	伏見区淀池上町 106	631-2077
35	美豆小学校	331	伏見区淀美豆町 1244	631-7161
36	京都教育大学附属桃山小学校	444	伏見区桃山筒井伊賀東町 46	611-0138
37	深草中学校	510	伏見区深草西伊達町 1-4	641-6522
38	藤森中学校	431	伏見区深草池ノ内町 55	641-5227
39	桃山中学校	418	伏見区桃山水野左近東町 19	611-0268
40	伏見中学校	337	伏見区御駕籠町 97	611-5161
41	神川中学校	578	伏見区羽束師菱川町 741	934-1505
42	醍醐中学校	203	伏見区醍醐岸ノ上町 21	571-0065
43	春日丘中学校	308	伏見区日野谷寺町 50	571-4969
44	小栗栖中学校	251	伏見区石田川向 43	572-3135
45	栗陵中学校	249	伏見区醍醐池田町 17-1	571-7631
46	桃陵中学校	480	伏見区桃陵町 1-1	611-3241
47	向島中学校	430	伏見区向島二ノ丸町 151-55	623-0512
48	向島東中学校	422	伏見区向島吹田河原町 138	601-7932
49	洛水中学校	534	伏見区横大路竜ヶ池 31	602-3261
50	大淀中学校	290	伏見区淀下津町 257-7	631-7211

51	京都教育大学附属桃山中学校	583	伏見区桃山井伊掃部東町 16	611-0264
52	京都橘中学校・高等学校	464	伏見区桃山町伊賀 50	623-0066
53	伏見工業高等学校	462	伏見区深草鈴塚町 13	641-5121
54	府立桃山高等学校	602	伏見区桃山毛利長門東町 8	601-8387
55	府立東稜高等学校	580	伏見区醍醐新町裏町 25-1	572-2323
56	府立洛水高等学校	670	伏見区横大路向ヒ 18	621-6330
57	府立京都すばる高等学校	586	伏見区向島西定請 120	621-4788
58	京都教育大学附属高等学校	385	伏見区深草越後屋敷町 111	641-9195
59	京都教育大学	724	伏見区深草藤森町 1	644-8106
60	種智院大学	287	伏見区向島西定請 70	604-5600
61	聖母女学院	473	伏見区深草田谷町 1	641-0507
62	龍谷大学	2048	伏見区深草塚本町 67	642-1111
63	呉竹総合支援学校	311	伏見区桃山福島太夫北町 52	601-9104
64	桃陽総合支援学校	213	伏見区深草大亀谷岩山町 48-1	641-2634
65	京都教育大学附属特別支援学校	145	伏見区深草大亀谷大山町 90	641-3531
66	北城堀センター	51	伏見区納所北城堀 10-1	—
67	京都市呉竹文化センター	178	伏見区京町南七丁目 35-1	603-2463
68	伏見北堀公園地域体育館	450	伏見区深草大亀谷五郎太町 23	601-0700
69	府立伏見港公園総合体育館	701	伏見区葭島金井戸町	611-7081
70	府立消防学校	185	八幡市八幡樋ノ口 15-15	631-8008
71	納所会館	145	伏見区納所妙徳寺 1	631-6838
72	天理教淀分教会	113	伏見区納所町 223	631-2134
73	京都工学院高等学校	712	伏見区深草西出山町 23 番地	646-1515
計		29,418		

判断・伝達マニユアル

水害・土砂災害編

「東総川の氾濫（平成27年）」や「広島市の土砂災害（平成26年）」などの水害や土砂災害から市民の命を守るため、避難勧告等の発令を判断し、市民の皆様にご伝達するための基準を作成しました。

伏見区 京都市避難勧告等の判断・伝達マニユアル

※ 抜き取ってお読みください

京都市の役割

- 避難に必要な知識と情報を提供します。
- 避難勧告等を発令する基準をお知らせします。
- 地域ごとの災害リスクと必要な避難行動をお知らせします。
- 市民の皆様が自主的な避難の意思に積極的に取り組めます。

市民の皆様にごお願いしたいこと

- 自身の身は自分で守るという意識を持ち、自主的な避難をお願いします。
- お住まいの地域の災害リスクの把握に努めていただきますよう、お願いします。
- （避難に必要な情報の）積極的な情報収集をお願いします。
- 避難勧告等が発令された場合、どうすればよいのか？
- ご近所付き合い、自治会や町内会へのご加入などにより、地域の連帯感を深め、地域一帯となった避難をお願いします。

様々な手段で市民の皆様にお伝えします。

京都市 災害対策本部

多メディア・一斉送信システム
テレビ・ラジオ・防災メール
インターネット・SNS・広報車

住民の皆様

自主防災会
避難行動要請区域に避難が可能な方

伏見区 指定緊急避難場所の一覧

避難行動には「立退き避難」と「屋内安全確保」の2種類があり、お住まいの場所によって必要な避難行動が異なります。立退き避難される場合は、水害や土砂災害の危険性の低い地域にある建物や、下記の指定緊急避難場所に避難して下さい。

学区	指定緊急避難場所	学区	指定緊急避難場所
竹田	竹田小学校	桃山東	桃山東小学校
松尾	伏見区立松尾小学校	松山南	松山南小学校
嵯峨	伏見区立嵯峨小学校	清田	清田小学校
下鴨羽	下鴨羽小学校	砂川	砂川小学校
久我	久我小学校	深草	深草小学校
羽曳野	羽曳野小学校	藤原	藤原小学校
定	定小学校	藤原	藤原小学校
練所	練所小学校	小栗橋	小栗橋小学校
梅大	梅大小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島	向島小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島南	向島南小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島二ノ丸	向島二ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島三ノ丸	向島三ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島四ノ丸	向島四ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島五ノ丸	向島五ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島六ノ丸	向島六ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島七ノ丸	向島七ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島八ノ丸	向島八ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島九ノ丸	向島九ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島十ノ丸	向島十ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島十一ノ丸	向島十一ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島十二ノ丸	向島十二ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島十三ノ丸	向島十三ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島十四ノ丸	向島十四ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島十五ノ丸	向島十五ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島十六ノ丸	向島十六ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島十七ノ丸	向島十七ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島十八ノ丸	向島十八ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島十九ノ丸	向島十九ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校
向島二十ノ丸	向島二十ノ丸小学校	小栗橋	小栗橋小学校

京都市防災マップ(水災篇)

避難勧告が発令されたら、ハザードマップでお知らせしている「浸水が想定される地域」と「土砂災害のおそれがある地域」にお住まいの方は、必要な避難行動を！

地図には、浸水が想定される地域や、土砂災害のおそれがある地域が示されています。また、避難場所や避難経路も示されています。

京都市土砂災害ハザードマップ

浸水が想定される地域や、土砂災害のおそれがある地域が示されています。また、避難場所や避難経路も示されています。

【土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業】創設のお知らせ

本府では、土砂災害特別警戒区域内の建築物を補修するための土砂災害対策補助事業を実施しています。補助金の額は、建築物の規模や危険性の程度によって異なります。

補助対象となる建築物は、以下のとおりです。

- ① 建築物の規模が、延床面積が100㎡以上、高さ10m以上の建築物。
- ② 建築物の危険性が、土砂災害特別警戒区域内の建築物に比べて高いと判断される建築物。

補助金の額は、建築物の規模や危険性の程度によって異なります。詳しくは、本府のホームページをご覧ください。

[illegible]

土砂災害警戒情報システム

1998 (Yellow background): (土砂災害警戒情報システム)とったとき
黄色レベル1
今の雨の降り方は、2週間以内
土砂災害の発生危険が高くなる状態

2002 (Orange background): (土砂災害警戒情報システム)とったとき
オレンジレベル2
赤レベル3
今の雨の降り方は、1週間以内
土砂災害の発生危険が高くなる状態

2013 (White background): (土砂災害警戒情報システム)とったとき
土砂災害警戒情報システム
いつ土砂災害が来ても
あかしくない状態

【土砂災害危険度】は、一時的な雨の強さではなく、降った雨が土の中にどれだけ蓄まっているかを解析して判定します。

塑料助剂

[illegible][illegible]

「吾等の世のその分を」**「我々全人類が」****「お板区」**映像夜の企業の新組織構築するものに水

近畿地方の総合学習区	
豊田・朝倉・高瀬・津本・徳島・高松・丸亀・宇部・岡山・山田・春日井・三河・岐阜・北濃	
土砂災害危険度	
レベル1	レベル2
2週間以内に 土砂災害が発生する可能性	1週間以内に 土砂災害が発生する可能性
レベル3	
いつでも発生する可能性 が十分にある状態	

[illegible]

避難する時は
ここに逃げればいいのか？
次のページを
見てみよう！



京都市避難所運営マニュアル【概要版】

「京都市避難所運営マニュアル」では、「いのちと暮らしを守る」避難所運営につなげるため、「避難所開設・運営」の基軸となる3つの基本方針に基づき、「避難所開設手順・運営のポイント」及び時系列での「災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ」をまとめています。

避難所開設・運営の 3 つの基本方針

方針 1

避難所は住民の自治による開設・運営を目指します。

まず「地域の集会所」へ！
避難は原則町単位で！

- 「地域の集会所」を拠点に安否確認、初期消火活動、救出・救護活動を実施
- ※ 水害の場合は「避難準備情報・勧告・指示」発令時に直接避難。ただし、夜間や洪水等により、河川と道路の境界やマンホールの蓋が見えない場合は一時的に2階以上に待避



3日間は地域で助け合うこと
行政は体制が整い次第、支援に！

- 過去の災害事例から、発災直後には、住民自治による迅速な取組が重要。行政は、市職員の被災、行政機能の低下や人命救助等の応急措置の実施などにより、3日間は地域に入ることが困難

方針 2

避難所は被災者が暮らす場所と考え、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組みます。

避難所は長期化も見越して運営

- 過去の災害事例から避難所生活は長期化(数箇月)が余儀なくされる
- 地域コミュニティの再生・更なる活性化につながる運営を！

方針 3

要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みます。

災害時要配慮者とは

- 災害時に自力での避難等が困難で、配慮や支援が必要な、高齢者、障害のある人、乳幼児、児童、妊産婦、外国人など
- 災害時には、誰もが要配慮者になる可能性があります。誰もが配慮し合い、関連死を予防することが避難所運営の大きな目標です。

男女共同参画の視点に配慮

- 運営協議会への女性の参加、男女別更衣室の設置、女性用品等の女性による配付、性別に偏らない活動分担など



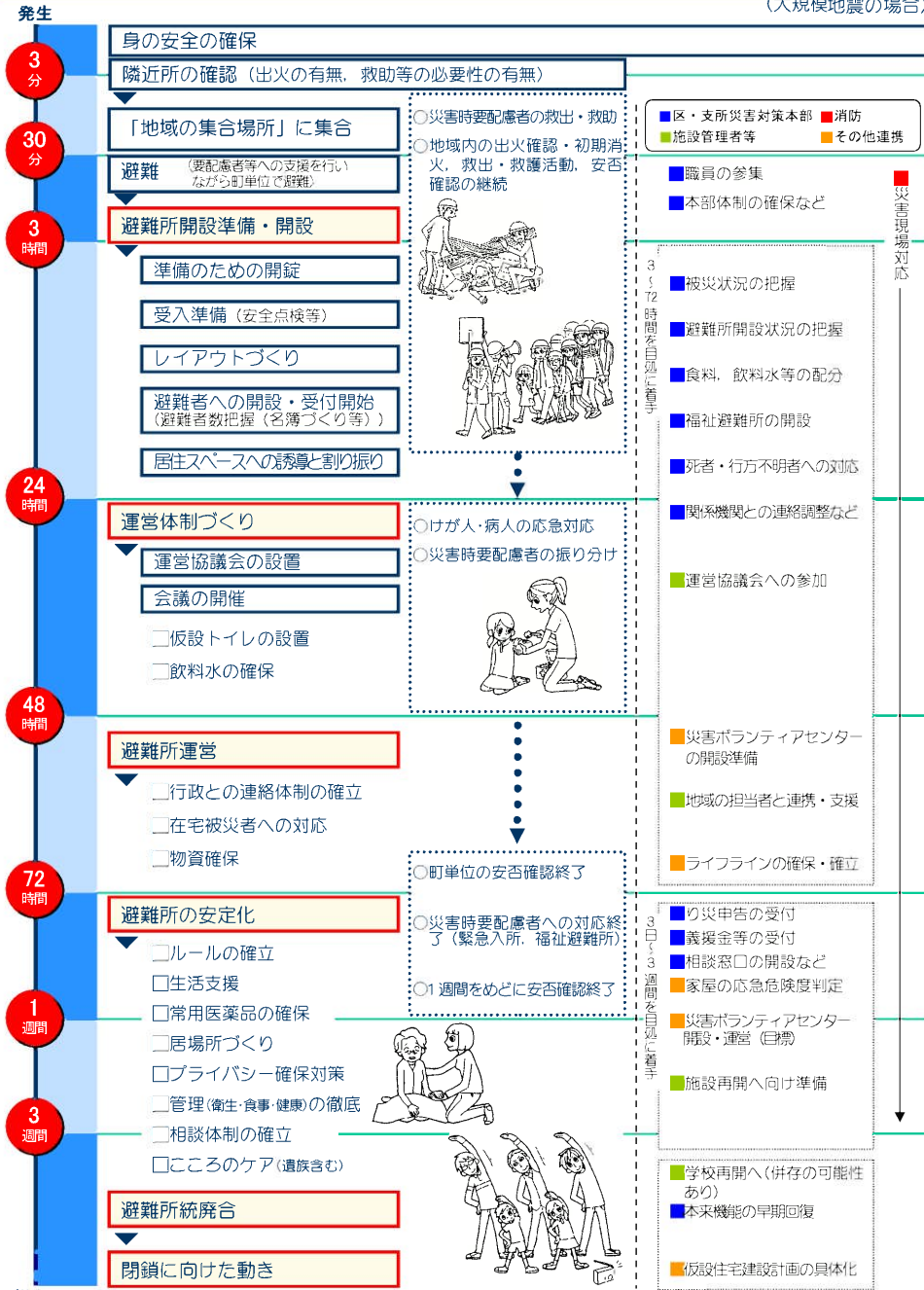
『3・3・3の原則』

災害発生から避難生活期に至るまでの時間経過と対応の目安



地域住民による 災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ

(大規模地震の場合)



■避難所開設準備のための開設・受入準備(安全点検) 避難所開設の第一歩!

* 事前に決められた鍵保管者が避難所にかけつけ、必要な箇所を開錠

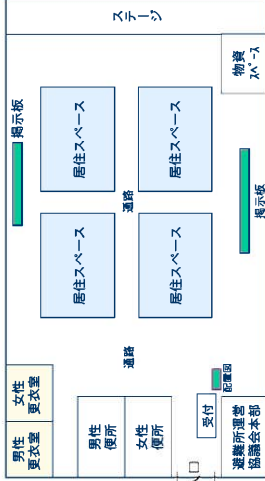
■レイアウトづくり あらかじめきちんとレイアウトすることが混乱をなくします!

ポイント

- * まず、通路をつくる!
 - みんなが活動しやすい場所に
- * 男女別更衣室は重要!
 - プライバシーを配慮
- * 情報の整理と共有!
 - 複数の掲示板や立て看板等の工夫
- * 要配慮者は通路側に!
 - トイレが使いやすいように

「福祉スペース」や「体調不良者等の一時休息スペース」も大切!

<レイアウト例>



■避難所名簿づくり 人数把握を迅速に行うことが円滑な避難所運営につながります!

* 原則として、町単位で受付をし、まず避難者の概算人数(総数)を把握

■運営体制づくり 円滑な避難所運営のために、しっかりとした体制づくりが重要です!



※運営協議会の代表や班長及び各班の役割は、地域のみなさんで担います。
※町単位で避難者組を形成。代表者を設置
※施設管理者がいない避難所については、区役所職員等が施設管理者の役を担います。
※避難所運営協議会へ女性も参加するなど男女共同参画を推進

■避難所運営で配慮が必要なこと 運営のルールづくりやお互いに配慮・工夫が必要!

* 不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、お互いに配慮しあえるよう工夫が必要になります。

●3つの管理が大切

衛生管理

- * 手洗い場と調理場を分別
- * 配食時など必ず手洗い、消毒
- * マスクを用意
- * 残飯とごみ分別、残飯のパケツにはふた
- * 手洗い、うがいの徹底など

食事管理

- * 身体にやさしい食事(塩分控えめ、野菜多め)の提供
- * 地域の協力で炊き出しを!
- * 時間を決めて食事
- * みんなで一緒に食べるよう心がけ

健康管理

- * 1日5分でも体を動かす体操などの実施
- * 個人の健康管理についてルール化(口腔衛生管理、喫煙、飲酒など)
- * 原則として、飲酒禁止

●その他配慮が必要なこと

円滑な運営のために・・・

- * 情報を常に“見える化”
- * ペットへの対応
- * 在宅被災者への情報提供、炊き出し・救援物資の配給
- * 生活リズムを決め、生活のルールをつくる(起床や消灯の時間、朝礼・健康体操の時間、避難者参加の掃除当番や配食当番など)
- * 観光客等帰宅困難者への対応

要配慮者に配慮したみんなに優しい避難所にするために・・・

- * トイレに工夫・・・洋式トイレは高齢者や障害のある人を優先に
- * 座った体勢で過ごせるよう工夫
- * プライバシーの確保と声かけなどの見守りへの配慮
- * 子どもの居場所づくり
- * 外国人への情報伝達を工夫

これらのポイントに配慮して地域でマニュアルをつくり、訓練を重ねてマニュアルを更新し、本当に災害がやってきた場合に、地域のみなさんで実際に助け合うことができるようにしましょう。

訓練

